

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

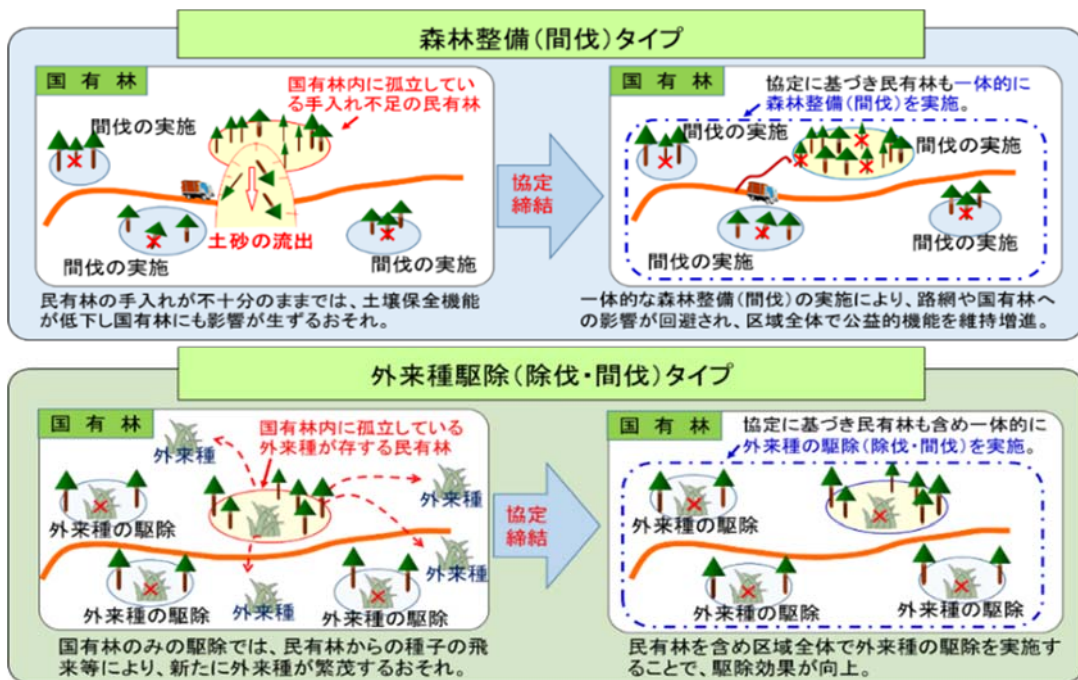
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、民有林野における外来種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

このような場合において、「公益的機能維持増進協定制度」により、森林所有者等と森林管理局長が協定を締結し、国有林野と一体的に民有林野の整備及び保全を進めています。

本制度の活用により、現在までに 20 か所で協定を締結（うち 12 か所は協定を終了）し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐等の実施、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来種の駆除等に取り組んできました。

図－１０ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



表－２３ 公益的機能維持増進協定の締結状況

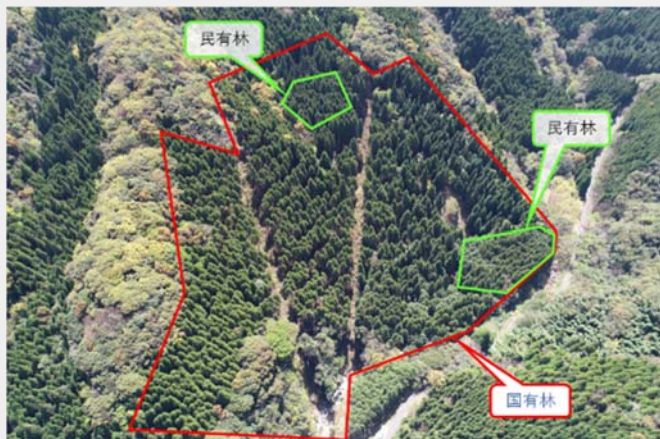
概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
間伐等の 森林整備 の実施	東北	かみこあに 上小阿仁支署	1	31ha
		せんだい 仙台森林管理署	1	7ha
	関東	てんりゅう 天竜森林管理署	2	60ha
		えんな 塩那森林管理署	1	24ha
		あしがら 茨城森林管理署	2	65ha
	中部	にっこう 日光森林管理署	4	231ha
		ほくしん 北信森林管理署	2	27ha
	近畿中国	なごら 奈良森林管理事務所	1	27ha
		ひろしまほくぶ 広島北部森林管理署	1	14ha
	四国	れいほく 嶺北森林管理署	1	47ha
九州	かき 鹿児島森林管理署	1	38ha	
	ほくさつ 北薩森林管理署	1	21ha	
外来種の 駆除	関東（小笠原）	関東森林管理局（局直轄）	1	2ha
	九州	やくしゅま 屋久島森林管理署	1	1ha
合計			20	595ha

注：1 令和2年4月1日現在の状況。協定数20のうち、上小阿仁支署、天竜署1か所、日光署2か所、北信署2か所、奈良所、広島北部署、嶺北署、鹿児島署、関東局（局直轄）、屋久島署の協定は終了している。

2 計の不一致は、四捨五入による。

事例 32 公益的機能維持増進協定に基づく森林整備

(九州森林管理局)



- 鹿児島県 出水市（いずみし）崩平（くえがひら）国有林とそれに接する民有林野
- 左：平成 29 年度に協定を締結した区域
- 右：間伐後の林内の様子

九州森林管理局北薩森林管理署管内の崩平国有林に隣接・介在する民有林野において、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されました。

このため、平成 29 年度に九州森林管理局と民有林所有者との間で、近隣の国有林野と一体的に森林整備を行うことを内容とする公益的機能維持増進協定を締結しました。

本協定に基づき、平成 29 年度に国有林野の間伐事業(19.86ha)と一体的に、民有林野の間伐(1.26ha)を実施し、令和元年度には、間伐による効果を検証するための調査を実施したところ、林内の明るさが改善されたことが確認されました。

今後も、間伐による効果の検証を行うため、モニタリングを継続していくこととしています。